

消防救第316号
平成23年11月11日

各都道府県・消防防災主管部(局)長 殿

消防庁救急企画室長
(公印省略)

救急隊員等の自動体外式除細動器の使用方法について

救急隊員の行う心肺蘇生法については、「救急隊員の行う心肺蘇生法等について」(平成18年8月15日付消防救第111号各都道府県消防防災主管部長あて消防庁救急企画室長通知)をお示ししているところですが、先日情報提供した平成23年10月31日付医政指発1031第1号厚生労働省医政局指導課長通知により、市民を対象とした乳児への自動体外式除細動器の適応や小児用電極パッド及び小児用モードの使用適応年齢が「未就学児」へと変更されていることから、救急隊員等と市民との自動体外式除細動器の使用方法について整合性を図るため、今後、消防庁から示す予定の「救急隊員の行う心肺蘇生法等について」の改正通知発出までの間、自動体外式除細動器の使用方法の変更点については、下記のとおりとします。御留意願います。

つきましては、貴職におかれては、これらの内容を御了知の上、貴管内市町村(消防の事務を処理する組合を含む。)に対し、周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、下記内容については厚生労働省と調整済みであることを申し添えます。

記

- 1 自動体外式除細動器を乳児にまで使用できるようにしたこと。
- 2 乳児に対しても小児用電極パッドを使用するが、小児用電極パッドがないなど、やむを得ない場合は成人用電極パッドで代用としたこと。
- 3 自動体外式除細動器の小児用電極パッドまたは小児用モードを使用する対象を乳児を含む未就学児までとしたこと。
- 4 上記1, 2, 3の改正に伴う救急活動については、地域のメディカルコントロール協議会等と十分に連携を図り、救急現場で不都合が生じることがないように準備等が整い次第、速やかに移行されたいこと。